

小牧市民病院パンフレット制作及びホームページ構築業務実施
事業者選定プロポーザル実施要綱

〔平成30年3月27日〕
29小院総第2244号

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成31年5月開院予定の新小牧市民病院（以下「病院」という。）のパンフレット制作及びホームページ構築業務を実施する事業者について、最適な者を特定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第2条 対象とする業務は、小牧市民病院パンフレット制作及びホームページ構築業務（以下「業務」という。）とする。

(参加資格及び条件)

第3条 プロポーザルに参加する者は、次の各号のいずれにも該当していなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から過去2年間において、政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたことがない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされているなど、契約を履行することが困難と認められる状態となっていない者であること。
- (5) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でない者であること。
- (6) 第5条に規定する参加表明書等を提出する日において、小牧市の入札参加資格者名簿に登録されている者又は同等の資格を有していると小牧市民病院事業管理者が認める者であること。

(7) 第5条に規定する参加表明書等を提出した日から当該業務の契約を締結する日までに、小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成4年3月31日決裁）に基づく指名停止、小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月25日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。

(8) 国税、愛知県税及び小牧市税（納期到来分）を完納している者であること。

(9) 個人の場合は小牧市に住所を有し、法人の場合は愛知県内に本店、支店、営業所又は事務所を置いていること。

（公募の公告）

第4条 小牧市病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、プロポーザルに参加する者に必要な参加資格及び条件、業務内容その他プロポーザルに必要な事項について公告をするものとする。

2 管理者は、前項の規定による公告をしたときは、その内容を小牧市民病院のホームページで公表するものとする。

（参加表明書等の提出）

第5条 プロポーザルに参加しようとする者は、別に定める参加表明書等を管理者に提出しなければならない。

（一次審査）

第6条 管理者は、一次審査として参加表明書等を別に定める小牧市民病院パンフレット制作及びホームページ構築業務実施事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）に審査させるものとする。

2 審査委員会は、別に定める評価基準に基づき、参加表明書等を提出した者（以下「提出者」という。）から、二次審査の出席要請者として上位3者程度を選定し、管理者に報告するものとする。ただし、4者に満たない場合は、第一次審査を省略することができる。

3 管理者は、前項の報告に基づき、すべての提出者に対して、様式第1及び様式第2により一次審査の結果を通知するものとする。この場合において、審査結果に関する問合せ、異議申立て等は一切受け付けないものとする。

（二次審査）

第7条 審査委員会は、前条第2項の規定により選定した者に対し、二次審

査として、参加表明書等の内容の聴取等を行い、業務について最適な者及び次点者各1者を選定し、その結果を管理者に報告するものとする。

2 管理者は、前項の報告に基づき、業務について最適な者及び次点者を特定するものとする。

3 管理者は、前項の規定により、最適な者及び次点者として特定した者に対して、様式第3及び様式第4により特定した旨を通知し、特定しなかった者に対しては、様式第5により特定しなかった旨を通知するものとする。

4 前条第3項後段の規定は、前項について準用する。

(審査結果の公表)

第8条 前条第2項の規定による特定後、小牧市民病院ホームページにおいて公表するものとする。

(随意契約の締結及び見積書の徴収)

第9条 管理者は、最適な者として特定した者（以下「最優秀者」という。）と業務に係る随意契約を結ぶものとし、見積書の徴収をする。ただし、最優秀者に事故等があり、随意契約の締結が不可能となった場合は、次点者を随意契約の締結及び見積書の徴収の相手方とする。

2 前項の場合において、最優秀者に生じる損害については、小牧市病院事業は一切の責を負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年3月27日から施行する。

2 この要綱は、業務に係る契約の締結をもって、その効力を失う。